

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、特別児童扶養手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿児島県知事

## 公表日

令和7年9月8日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図るため、当該児童について特別児童扶養手当を支給している。</p> <p>支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第二十二条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</li><li>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。</li><li>③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。</li><li>④特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</li></ul>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条1項 別表66の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第36条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13,16,19,20,29,42,80,81,125,141,155,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特別児童扶養手当システム及び副本登録等に使用する統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である
判断の根拠	特別児童扶養手当システム及び副本登録等に使用する統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	所属長	課長 桜渡 真人	課長 平 勝義	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 住所:鹿児島市鴨池新10-1 電話番号:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 住所:鹿児島市鴨池新10-1 電話番号:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	所属長	課長 平 勝義	課長 向座 恵和	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	部署	保健福祉部子ども家庭課	鹿児島県子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	所属長	課長 向座 恵和	課長 上舞 誠	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	法令上の根拠	番号法別表第二の項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第37条1号、同2号、同3号	照会 番号法別表第二の項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第37条1号、同2号、同3号 提供 番号法別表第二の項番16, 26, 56の2, 57, 87, 116, 19, 9, 15, 12	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	部署	鹿児島県子ども家庭課	くらし保健福祉部子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	請求先・連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年5月26日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第37条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第37条各号	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	④. ②法令上の根拠	照会 番号法別表第二の項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第37条1号、同2号、同3号 提供 番号法別表第二の項番16, 26, 56の2, 57, 87, 116, 19, 9, 15, 12	照会 番号法別表第二の項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第37条各号 提供 番号法別表第二の項番9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 106, 116	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	II . 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	請求先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	部署	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	番号法別表第一の項番46 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第37条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号	番号法別表第66の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	照会 番号法別表第二の項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第37条各号 提供 番号法別表第二の項番9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 106, 116	照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91.92.93の項 提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20.42.80.125.141.155.161の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	法令上の根拠	番号法別表第66の項	番号法9条1項 別表66の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第36条	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	法令上の根拠	照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91.92.93の項	照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	法令上の根拠	提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20.42.80.125.141.155.161の項	提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13.16.19.20.29.42.80.81.125.141.155.161の項	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)